

第6次岡崎市防犯活動行動計画の策定について

1 経緯

- ・平成18年2月 第1次岡崎市防犯活動行動計画を策定
- ・平成22年1月 岡崎市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進条例を施行し、「岡崎市防犯活動行動本計画」を本条例に基づく計画に位置付ける
- ・令和 2年3月 第5次岡崎市防犯活動行動計画を策定
(計画期間:令和2年度～令和4年度末までの3か年)
- ・令和 4年1月 都市宣言「子ども・女性・高齢者を犯罪から守るまち岡崎」を表明
- ・令和 4年4月 岡崎市防犯活動行動計画策定委員会を設置(令和4年4月1日施行)
- ・令和 4年6月 第1回岡崎市防犯活動行動計画策定委員会の開催

2 計画策定にあたって

- (1) 都市宣言の実現に向けて、子ども・女性・高齢者を犯罪から守る施策を盛り込む
- (2) 岡崎市民参加型市政の推進に関する指針に基づき、積極的に市民参加の機会を設け、市民の意見等を施策へ反映することに努める
- (3) 地域が一体となって実施していく計画策定の推進を図る
- (4) 第6次計画の新たな目標指標を設定する

【参考】(第 5 次計画目標指標)

- ・刑法犯認知件数の毎年減少
- ・令和4年の住宅対象侵入盗認知件数 100 件以下

3 スケジューリング

[illegible]